

マスクの着用が効果的な場面

- ①高齢者など重症化リスクが高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が推奨される場面
医療機関・高齢者施設などへ受診・訪問するとき
通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車するとき
- ②感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的である場面
新型コロナウイルス感染症の流行期に、重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等)が混雑した場所に行くとき

症状がある場合等

症状がある場合や新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、同居する家族に陽性者がいる場合は、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出するときは、人混みを避けマスクの着用をお願いします。

医療機関や高齢者施設などでの対応

高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者については、勤務中のマスクの着用が推奨されます。

※マスクの着用は個人の判断になりますが、事業者が感染症対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

市役所職員のマスク着用について

マスク着用は、国の方針に沿って個人の判断を基本としますが、窓口・面談・訪問等、対面での業務がある場面では、当面の間、マスク着用を職員へ推奨します。

マスク着用の考え方の見直し後も、基本的な感染症対策の継続をお願いします。

- 場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
- 手洗い、手指消毒、うがいを行いましょう。
- 3密(密集、密接、密閉)を回避し、人との距離(2m以上)を確保しましょう。
- 室内の換気を徹底しましょう。
- 栄養と休養を十分に取らしましょう。
- 発症・重症化を防ぐためにワクチンの接種をご検討ください。



厚生労働省
ホームページ
「マスクの着用について」

② 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の減免申請は3月31日までです

問・申 保険年金課：国保税について(内線140) 後期高齢者医療保険料について(内線141)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などの令和4年中の収入が前年(令和3年中)より一定程度減少した世帯に対して、国民健康保険税(国保税)並びに後期高齢者医療保険料の減免を実施しています(申請要件あり)。申請期限は3月31日までです。

申請される際は申請書類に不備や不足がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。

【国保税】

- ・令和4年度国民健康保険税

【後期高齢者医療保険料】

- ・令和4年度後期高齢者医療保険料

※世帯の主たる生計維持者の減免を受けようとする前年の事業所得が0円以下であった場合は、今回の減免の対象にはなりません。

※手続きについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による申請も可能です(3月31日必着)。